

Q



わいせつ行為はいけないよね？



A. 新たな法律の施行や児童福祉法の改正により、厳格化されたんだよ。

令和3年5月に教員の子どもへのわいせつ行為の防止として「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立したよ。
これまでは教員の場合は、わいせつ行為で懲戒免職を受けて教員免許を失ったとしても、3年たてば再取得できる仕組みだったんだ。
これが新法では、都道府県教育委員会の判断で免許の再交付を拒める、ということになったんだね。

また、児童の同意の有無にかかわらず、わいせつ行為を「児童生徒性暴力」と定義し、禁止を明記したんだよ。
それに加えて新法の附則には、子どもに接する業務に就く者の性犯罪歴を照会する制度の検討が明記されたんだ。
この法律に足並みをそろえる形で、厚生労働省は、わいせつ行為によって登録を取り消された保育士については、再登録を厳格化する案を提示したんだね。

保育士は、児童福祉法に基づく国家資格で、都道府県への登録や、登録の取消事由もこの法律で定められているよ。
再登録の厳格化、は、今までなら刑の終了から2年経てば再登録できる仕組みであったものを、再登録できない期間を罰金刑で3年、禁固刑以上で10年に改めるというものだよ。
また、刑事罰の有る無しに関わらず、わいせつ行為を行ったと認められる場合には、都道府県は登録を取り消さなければならなくなったんだ。

厚生労働省の発表によると、2020年10月までの17年間で、男性が61人、女性が3人の計64人がわいせつ行為で保育士登録の取消処分を受けているよ。
再登録申請件数は、18年の4月～20年10月中で4件で、そのうちの1件がわいせつ行為で登録を取り消された人からのものだったんだ。
わいせつ行為で登録を取り消された人が、再登録の申請を行っている事実があるんだね。

子どもへのわいせつ行為は、一生涯に渡って心身ともに傷を負わせる恐れがあるんだ。
子ども自身が被害を受けていることをしっかりと理解できずにいて、周りに助けてって言えないことにつけ込む、本当に卑劣な犯罪なんだよ。
特に小児わいせつの再犯率は高く、登録制度の厳格化は当然といえるんだ。

ただ、一定期間が過ぎれば現場に復帰できる、という点に対しての保護者の不安にこたえる必要は出てくるよね。

だから、厚生労働省は再登録が適格かどうかを判断するために、都道府県に設置する審査会などで、行為の悪質性や更生の状況を踏まえて、再登録の可否を判断し拒めるように法改正したんだね。

さらに、[学校](#)や[保育所等](#)が事前に情報を把握できる仕組みとして、わいせつ行為で登録を取り消された教員や保育士の情報データベースの整備も進んでいるんだよ。

保育や福祉として子どもに関わる施設では、教員よりも身体的接触を伴う機会が多いから、専門的な高い知識や、より高い倫理観が求められることになるんだ。

子どもの安全を確保するために、[情報を共有](#)できる体制づくりや職員研修などが必要になってくるね。

低学年の子どもが相手だからといって、[同性介助](#)ではない事業所もあるようだし、つつい抱っこか過剰なスキンシップが見られる事業所もある。。

子どもも自分もそんなつもりではない、ということは通らなくて、他者の目にはどう見えるか、ということも重要になってくるんだ。

一人ひとりの心掛けと不断の努力が問われるのは、[虐待防止](#)と同じことのようなだね。

[《MENU》](#)

[《障がい者福祉の歴史ってどんなもの？](#)

[発達支援に関連する日本語の用語って？》](#)

2022-09-05 掲載